

平成30年度第2回稲毛区支え合いのまち推進協議会 議事要旨

1 日 時

平成30年11月29日（月） 午後1時30分～3時30分

2 場 所

稲毛保健福祉センター 3階 大会議室

3 出席者

(1) 委 員 飯田委員、飯高委員、岩上委員、岡野委員、工藤委員、佐久間委員、鈴木委員、津久井委員、布川委員、長谷川委員、早川委員、深味委員、古沢委員、別所委員、眞智委員、松川委員、三石委員、宮崎委員、森脇委員、米田委員（代理）

※26名中 20名が出席

(2) 事務局 大塚稲毛保健福祉センター所長
稲毛区地域振興課：薬師神くらし安心室長
地域福祉課：黒木地域福祉班主査、小泉主任主事
住宅政策課：越野住環境対策班主査、田代技師
地域安全課：小嶋主任主事
社会福祉協議会稲毛区事務所：鈴木副所長、平木主任主事
稲毛区高齢障害支援課：藤代高齢支援班主査

4 会議の概要

(1) 稲毛区支え合いのまち推進計画（第4期稲毛区地域福祉計画）の平成30年度の進捗状況について

事務局から、社会福祉協議会各地区部会エリアにおける平成30年度重点取組項目の上半期における進捗状況について、資料により概要説明を行った。質問・意見はなかった。

(2) 支え合いのまち稲毛（稲毛区推進協だより）の発行について

事務局から、第25号の記事として、「第4期稲毛区地域福祉計画の開始」、「認知症徘徊声かけ訓練」、「大規模災害（地震）への備え」について掲載することを広報委員会において決定し、資料（案）のとおり本年12月に発行する予定であることを説明した。また、次号で掲載してほしい記事があれば、事務局に連絡するよう依頼した。

以下のとおり質疑応答があり審議した結果、いただいたご意見をふまえ、事務局で適切に修正したうえで、発行することとして承認された。

<質疑応答>

岩上委員	認知症徘徊声かけ訓練の記事について、「徘徊」という言葉が数回出てくる。「徘徊」というのは目的もなく歩き回ることであるが、認知症の高齢者の場合は
------	---

	目的をもって外出したものの行く先を忘れてしまうということであり、「徘徊」という言葉はふさわしくないと思う。 また、同じ記事において「高齢者保護情報共有サービス」についても言及しているが、これは「どこシル伝言板」という俗称があるので、併せて記載した方が住民の方に身近に感じていただけるのではないかと思います。
藤代主査	「徘徊」という表現については、確かにおっしゃるとおりであるが、代わりとなる言葉も難しいため、「徘徊」を使わせていただいた。
大塚所長	「徘徊」という言葉は確かにあまりいいイメージではないが、これに代わる言葉は考えられるか。
岩上委員	「徘徊」という言葉はイメージがしやすいし、代案もないため、あえて「徘徊」という表現を使うのであればかまわないと思う。皆様にアイデアがあれば、教えていただきたい。「道に迷っている」という言葉くらいしか浮かばない。
大塚所長	では、記事のサブタイトル「徘徊している方への見守り声かけ訓練」について、「徘徊している方への」という文言がなくても意味が通じると思うので、その文言を削除するということで、どうか。
宮崎委員	記事の3行目の「自宅から出て道に迷い歩き続ける、いわゆる徘徊行動をとる方も見られ、自力で自宅に帰れなくなったり（途中略）する危険もあります。」の部分について、「いわゆる徘徊行動をとる方も見られ」という文言を削除しても意味が通じるのではないかと。
松川委員	「自宅から出て道に迷い歩き続け、自力で自宅に帰れなくなったり（以下略）」とすればよいのではないかと。
飯田委員長	修正案がいろいろ出ているが、1か所を直すと次の文章につながらなくなったりするので、全体の文章構成もふまえて、一番よい文章になるように事務局で見直してほしい。
大塚所長	それでは、記事中に3か所「徘徊」という言葉が出てくるので、それを削除するとともに、文脈が通るように事務局で修正させていただくということによろしいか。また、「高齢者保護情報共有サービス」についても、その直後に「(どこシル伝言板)」という文言を追記するということがよろしいか。
(委員)	異議なし。

(3) 千葉市における空き家等の利活用について

千葉市都市局住宅政策課から、本年7月に策定された「千葉市空家等対策計画」及び来年度に開始予定の「空家等情報提供制度」について、空家が地域福祉活動の拠点として利活用されることを期待して、資料により説明を行った。

主な質疑応答は以下のとおり。

<質疑応答>

鈴木副委員長	自治会が空家を借りるとして、賃借料が発生すると思うが、市の補助があるのか。
越野主査	空家を借りたい側への支援については、現在、検討中であり、具体的に決まっているものはない。 「空家等情報提供制度」は、全国的に「空き家バンク」という名称で広まっており、原則、行政が補助を行うものではなく、空家の所有者側と利用したい側を行政がマッチングすることで、安心して取引してもらって、民間の不動産業者を通した今までの取引では流通できなかったものを掘り起こして流通させることを目的としている。 利用したい側にとっては、不動産業者から借りるより空家ということで低額で借りられる可能性がある。地域にとっては、空家による問題の発生を予防できるなどのメリットがある。「空家等情報提供制度」については、金銭的な支援ではなく、情報を提供することによる支援をしていきたいと考えている。 また、今後、空家を地域のために活用する場合など、モデル的に事業展開に至るまでのアドバイザーとしての弁護士、宅建協会、建築士等の派遣や、耐震診断・耐震改修に対する補助、バリアフリー改修などのリフォームの補助等を検討しているところである。
鈴木副委員長	我々の地域では補助金をもらって空き店舗を利用していろいろ活動しているが、まずは空家の情報を提供してもらって、具体的なことはこれから考えるということか。
越野主査	売りたい・貸したい側と買いたい・借りたい側のそれぞれから情報を提供していただいて、それをすり合わせるということになる。
鈴木副委員長	我々の地域で実際に空家を利用するというまでは、まだまだ先の話ですね。
越野主査	今年7月に計画を策定し、具体的に練っている段階であり、来年度から施策を増やしていった、積み上げていく予定になっている。ご意見をいただきながら、今後の支援を検討していきたい。
眞智委員	空家等対策計画の説明は、よくわからない。パワーポイントくらいは用意してもらわないと、A3判1枚の概要版を読み上げただけで、わかる人はほとんどいないと思う。 要するに、市が不動産業者のようなことをやるということによいか。不動産業者を通すと仲介手数料がかかるが、情報提供制度の場合はどうなるのか。
越野主査	市がマッチングを行うが、それから先の売買または賃貸契約は千葉市が協定を締結している不動産協会が仲介するため、仲介手数料が発生する。
眞智委員	不動産業者との違いはどのようなことか。
越野主査	空家を借りたい地域団体が登録でき、地域団体に貸したい物件の情報を非公開でマッチングすることができる点がある。

	空家対策として、市が行うことにより、不動産会社を通じた流通を希望されない又は流通しづらい物件の所有者に、一定の安心感を与えることができる事や、利用者側の情報も公開するため、この活動になら貸しても良いという所有者を掘り起こすことができる。また空家の情報も一般に公開はしたくないが、特定の地域活動団体の利用になら貸したいと考えている所有者の空家も掘り起こせるのではないかと考えている。
眞智委員	マッチングの道筋が見えてこない、先が見えてこないと思う。
越野主査	我々も、地域の団体がどのように使うのか、どのくらいの金額で使いたいのかわからないので、そういう情報をどんどんいただきたい。 その希望に見合ったマッチング方法を考えていきたい。
眞智委員	全国的には先進事例はあるのか。
越野主査	全国的には「空き家バンク」というかたちで数多く行われているが、物件の登録を受けて、物件をホームページ等で公開しているだけというところが多い。 地域団体とのマッチングを含めてモデル事業として実施している都市が少しあり、そこを参考にして、検討を進めている段階です。
飯田委員長	空家を貸したいという方が周りにいたら、ぜひ、この制度を紹介してあげていただきたい。自治会や地区部会が空家を活動場所として無償で借りることができたら、成功だと思う。 私は知的障害者の成年後見人をしているが、その方の親が死亡し、誰も住んでいない家を被後見人が相続した。その家は庭にごみが散乱しており、強風が吹くと古新聞が舞うなど大変であったため、その親族らと相談し、空家を売却した。これにより、危険な場所をなくすことができた。
松川委員	私の町内にも壊れそうで危ない空家があるが、所有者がわからない。そういう空家でも、市で所有者を探してくれて、マッチングをしてくれるのか。
小嶋主任主事	所有者不明で管理不全の空家については、空家法という法律があり、固定資産税の課税状況等で所有者を調査して、是正するよう指導することができる。 すぐに活用できるということではなく、まず、所有者に現状を知らせて、改善を求めることになる。千葉市の場合、窓口は各区役所地域振興課になる。
松川委員	誰も使っていない空地や空家があり、それを活用したいが所有者が誰かわからないという場合はどうなるか。
越野主査	空地や傷んでいない空家の場合には、所有者がそのままにしておきたいということだと思われるため、行政は立ち入ることができない。 もし、第三者が関与したいという場合は、法務局で土地や建物の登記事項証明書をとれば所有者の氏名・住所がわかるので、直接アポイントをとっていただくことになる。
松川委員	赤の他人の私たちでも、登記事項証明書をとることはできるのか。

越野主査	可能である。
小嶋主任 主事	補足として、今回の空家等情報提供制度とは全く別の話になるが、所有者不明の土地を公共事業や地域活動で利用する場合の手続きを簡略化しようという話を国が進めている。そうすると、空地の活用も進んでいくと思われる。
飯田委員 長	市には、空家がなくなるよう尽力していただきたいと思う。 ご説明、どうもありがとうございました。

(4) 地域福祉活動の事例紹介について

ア 障害者施設と町内自治会が連携した取組みについて

NPO法人フォレストサウンド山中理事長から、食事を通して地域コミュニティの構築を図るため京成園生団地自治会と連携して実施している「地域食堂」について、資料により説明を行った。

質疑応答は、以下のとおり。

<質疑応答>

鈴木副委員 長	貴法人ではフィリピンでボランティア活動をしてきたということだが、海外のボランティア活動ではどのように地域の団体と連携しているのか。
山中理事長	地域の団体との連携はなく、近所の住民が支え合うという感じであった。

イ 地区部会、民生委員、町内自治会、URが連携した取組みについて

第310地区 天野民生委員から、地域住民の憩いの場所として社会福祉協議会草野地区部会、民生委員、あやめ台自治会、URと連携して実施している「ほっとカフェ」について、資料により説明を行った。質問・意見は、なかった。

(5) その他

次回の開催は、来年3月に予定していることを説明した。